

公益財団法人三重県体育協会無料職業紹介事業業務運営規程

(総則)

第1条 この規定は、職業安定法第33条の規定に基づき、公益財団法人三重県体育協会(以下、「本協会」と言う。)の事業目的に沿って行う無料の職業紹介業務について定める。

(求人)

第2条 本協会は、次の各号の一に該当する場合を除き、本協会の事業目的の対象となる者のいかなる求人の申込みについても受理する。

- (1) 申込みの内容が法令に違反している場合
 - (2) 法令により明示が義務付けられている労働条件を明示しない場合
 - (3) 賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて不適当である場合
- 2 求人の申し込みをしようとする者(以下「求人者」という。)又はその代理人は、来所のうえ本協会所定の求人票により申し込むものとする。これにより難い場合は、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールにより申し込むものとする。
- 3 求人の申し込みの際は、業務内容、賃金、労働時間、その他雇用条件等をあらかじめ書面の交付又は電子メールにより明示するものとする。緊急の必要があるためこれにより難い場合は、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方針以外の方法で明示するものとする。

(求職)

第3条 本協会は、いかなる求職の申込みについてもこれを受理する。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合は受理しない。

- 2 職業紹介を受けようとする者(以下「求職者」という。)は、直接本協会へ来所し所定の求職票により行うものとする。

(紹介)

第4条 本協会は、職業を紹介するにあたり、職業安定法第2条に規定される職業選択の自由を踏まえて、求職者には、その希望と能力に応じた職業を、求人者には、その希望に適合する求職者を紹介するよう努めなければならない。

- 2 本協会は、紹介に際して、求職者に紹介において従事する業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合は電子メールの使用により明示するものとする。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示するものとする。
- 3 本協会は、求職者には紹介状を発行し、求職者はその紹介状を求人者に提出するものとする。
- 4 本協会は、労働争議に対して中立の立場を維持するため、同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている事業所に対する紹介は、争議が解決するまで行わない。

(職業紹介担当者)

第5条 本協会代表理事は、本協会職員の中から職業紹介責任者及び職業紹介担当者を定め、その業務を担当させるものとする。

(秘密の厳守)

第 6 条 本協会は、この事業を行うに際し知り得た個人的な情報は、すべて秘密とし、他にこれが漏れないよう最大限配慮しなければならない。

2 求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、本協会無料職業紹介事業個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱うものとする。

(対応)

第 7 条 本協会は、求職者又は求人者に対して、職業紹介業務を公平均等に行い、優先的又は差別的な取扱いをしないよう最大限配慮しなければならない。

2 本協会は、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、職業安定機関及びその他の関係する機関と連携を図り、迅速かつ適切に対応するものとする。

(報告)

第 8 条 求職者又は求人者は、採否が決定したときは、本協会に報告するものとする。また、雇用関係が成立又は不成立のときも同様に報告するものとする。

(均等待遇)

第 9 条 本協会は、すべての利用者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業等を理由として差別的な扱いをしないよう最大限配慮しなければならない。

(職業紹介の取扱職種の範囲)

第 10 条 本協会が行う職業紹介は、本協会の事業目的であるスポーツ振興に関するものとし、取扱地域は、求人については三重県内、求職については国内とする。

(事務)

第 11 条 職業紹介の事務は、本協会事務局において行う。

(その他)

第 12 条 本協会の職業紹介業務の運営は、この規程に定めるもののほか、法及びこれに基づく通達等の規定によるものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 1 月 23 日から施行する。